

多摩市公契約制度についての手引

本編

令和6年1月

多 摩 市

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 【用語の定義】 | 1 |
| 1 公契約条例制定の背景と経緯..... | 2 |
| 2 公契約条例の概要..... | 3 |
| 3 公契約条例の適用範囲..... | 5 |
| 4 公契約条例の適用労働者の範囲..... | 6 |
| 5 労務報酬下限額..... | 7 |
| 6 労務報酬の算定方法..... | 8 |
| 7 受注者の連帯責任等..... | 9 |
| 8 継続雇用（業務委託、公の施設の指定管理） | 9 |
| 9 公契約条例対象 労務台帳の作成方法 | 10 |
| 10 公契約条例対象 労務台帳の提出..... | 11 |
| 11 労働者等への周知..... | 12 |
| 12 労働者等からの問合せへの対応..... | 13 |
| 13 労働者等からの申し出への対応..... | 13 |
| 14 報告及び立入検査..... | 13 |
| 15 是正措置 | 13 |
| 16 契約解除と指名停止..... | 14 |
| 17 公表 | 14 |
| 18 損害賠償等 | 14 |

【用語の定義】

| | |
|-----------|--|
| 公 契 約 等 | 市が締結する工事、製造及び業務委託並びに指定管理 |
| 受 注 者 | 市と公契約等を締結する者 |
| 下 請 負 者 | 受注者その他市以外の者から公契約等に係る業務の一部について請け負う者 |
| 受 注 関 係 者 | ①下請負者 ②受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者 |
| 労 働 者 等 | ①受注者又は下請負者に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者 ②労働者派遣法の規定により公契約等に係る業務に派遣される者 ③自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約等に係る業務に従事する者 |
| 賃 金 等 | ・上記①又は②に該当する者がその雇用する者から得る賃金 ・上記③に該当する者が当該請負契約により得る収入 |

1 公契約条例制定の背景と経緯

市が発注する公共工事及び業務委託に関する入札並びに契約手続きにおいて、より競争性が発揮され、公平・公正で透明性を確保するため、条件付一般競争入札の対象の拡大、電子入札の導入を進めるとともに、価格のみの競争から、価格と品質が総合的に優れた調達に向け、入札額だけではなく事業者の提案や技術力等も評価するプロポーザル方式やコンペ方式、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた総合評価落札方式の導入など契約制度の各種改正に取り組んできた。

また、過剰な競争を排除し、事業者の適正な利潤の確保と保証を目的として、工事及び業務委託に最低制限価格制度を実施し、その充実を図ってきた。なお、1億5千円以上の工事については低入札調査制度の対象となっている。

しかしながら、経済が低迷する中、事業者にとっては困難な経営環境が続いていること、公共工事設計労務単価も10年間で3割も減少するなどその雇用者も厳しい就労環境にあること等を伺ってきており、公共工事前払金対象範囲等の拡大にも努めてきた。

平成21年2月に尾立参議院議員から参議院議長あてに提出された質問主意書に対して、麻生総理大臣から議長に送付された答弁書において「条例において、地方公共団体の契約の相手方たる企業等の使用者は、最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないとすることは、同法上問題となるものではない」とされ、公契約条例制定についての法的問題はないことが公式に確認された。

平成21年7月に「公共サービス基本法」が施行され、第11条（公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備）に「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と規定された。

千葉県野田市において、全国で初めてとなる公契約条例が平成21年9月に全会一致で可決、制定され、22年2月から施行された。続いて政令指定都市である川崎市において公契約条項を盛り込んだ契約条例の改正が、22年12月に全会一致で可決され、23年4月から施行された。

本市においても、平成18年3月「公共事業における賃金確保法『公契約法』の制定を求める意見書の提出に関する陳情」が採択されており、厳しい経済環境が続く中で、全国的な動きを踏まえ、公契約条例についての調査、研究を行ってきた。

平成22年4月、公契約条例の制定を公約に掲げた阿部市長の就任後、多摩市にふさわしい公契約条例についての本格的な検討を開始し、庁内に公契約制度検討組織の設置、野田市、川崎市への視察、事業者への「労働環境アンケート」実施、「公契約条例制定に向けた基本的な考え方」のパブリックコメント、説明会の実施、そして「公契約制度に関する審査委員会」による公契約条例案の審査等を踏まえ、平成23年12月議会に公契約条例が付議され、全会一致で可決、制定された。

2 公契約条例の概要

(1) 目的

本条例の目的は、市長及び受注者が相互に対等平等な関係にあることを、指定管理協定にあっては市長等及び受注者が共同して公の施設の管理の責任を負うことを前提として、両者が協力、共同して公契約条例に規定するそれぞれの責務を果たし、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、労働者、事業者、地域のそれぞれがメリットを享受することである。

・事業者へのメリット

- ① 公正な競争機会の確保
- ② 不当なダンピング受注防止
- ③ 支払い賃金が確保されていることによる質の高い従業員の雇用。
- ④ 従業員の離職防止
- ⑤ 適正な利潤の確保

・労働者へのメリット

- ① 適正な賃金
- ② 適正な労働条件
- ③ 生活の安定

・地域へのメリット

- ① 地域経済の発展
- ② 地域社会の活性化



※受注者(事業者)のアンケート結果で、以下の意見をいただきました。

- ・雇用期間と賃金が安定したことにより、離職者が無くなり、専門職の雇用維持が可能となった。
- ・適正な賃金と労働条件により、モチベーションが向上し、生活が安定した。
- ・賃金が安定し、無理な工期設定がなくなったことで休日の取得が可能になり、適正な利益確保ができることによって地域経済・地域社会の活性化につながった。

(2) 適用契約等

- ①5,000 万円以上の工事・製造の契約
- ②1,000 万円以上の委託契約で市長が定めるもの
- ③指定管理者で市長・教育長が必要と認めたもの
- ④その他、市長が特に必要と認めた契約

※公契約条例に対象となる案件の発注の際には、当該契約案件が公契約条例の対象契約案件であることが入札参加者等にわかるように、その旨を条件付一般競争入札の公告、指名通知書、見積依頼書等に記載する。

(3) 対象労働者の範囲

受注者（元請）に雇用される者、受注関係者（最終下請まで）に雇用される者、派遣社員、一人親方、※雇用される者には日雇い労働者、アルバイト、パートを含む

(4) 労務報酬下限額

①工事・製造

熟練労働者とそれ以外に分け、市長がその割合を定める

熟練労働者は公共工事設計労務単価を基に市長が定める金額

それ以外の者（未熟練者等）は市場の賃金実態等を基に市長が定める金額

②業務委託・指定管理者

市場の賃金実態等を基に市長が定める金額

60 歳以上は対象外

(5) 受注者の責務

全労働者の労務報酬台帳の整備・報告、全労働者への周知・申し出への対応と不利益取扱いの禁止、市の立入検査の受入れ、受注者と受注関係者の労務報酬下限額支払いの連帯責任、業務委託・指定管理協定では受注者変更時の継続雇用の努力

違反⇒是正命令⇒是正報告⇒是正等されない場合は契約解除・公表⇒損害賠償又は違約金・指名停止

(6) 公契約審議会

労務報酬下限額・その他重要事項の答申、条例施行状況の検証

委員内訳：学識経験者 1 名、事業者 2 名、労働者 2 名、必要に応じ臨時委員

3 公契約条例の適用範囲

公契約条例の適用を受ける契約は、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）にかかわらず締結する契約のうち、次のとおりとする。

◆工事又は製造の請負契約

- ・ 予定価格5000万円以上の工事請負契約
- ・ 予定価格に係らず適用する必要があると市長が特に認めた工事請負契約

◆工事又は製造以外の請負契約

- ・ 予定価格1000万円以上の次の業務委託契約のうち下表のもの

| 対 象 業 務 | 種 目 |
|----------------|---------------------|
| ①施設又は公園の管理業務 | 市役所本庁舎等総合管理業務委託 等 |
| ②施設・下水道管渠等清掃業務 | 公共下水道管渠調査清掃業務委託 等 |
| ③街路樹等の維持管理業務 | 小中学校他樹木管理業務委託 等 |
| ④可燃物等の収集運搬業務 | 可燃物等収集運搬業務委託 等 |
| ⑤送迎バスの運行业務 | 移動教室及び合同実踏送迎用バス借上 等 |
| ⑥子育て支援に関する業務 | 学童クラブ運営業務委託 等 |
| ⑦高齢者支援に関する業務 | いきがいデイサービス事業業務委託 等 |
| ⑧障がい者支援に関する業務 | 地域活動支援センター事業業務委託 等 |

- ・ 予定価格に係らず適用する必要があると市長が特に認めた業務委託契約

◆指定管理協定のうち、市長等が必要であると認めた下表のもの

| 施 設 名 |
|--|
| 複合文化施設（パルテノン多摩） |
| 多摩東公園、多摩東公園内駐車場 |
| 多摩中央公園内駐車場 |
| 永山駅駐輪場、多摩センター駅東駐輪場、多摩センター駅西駐輪場、北諏訪小南駐輪場、永山駅北駐輪場 |
| 温水プール |
| 総合福祉センター |
| 永山複合施設（ベルブ永山）駐車場 |
| 多摩市立武道館 |
| 多摩市立陸上競技場 |
| 多摩市立市民活動・交流センター |
| 多摩市立多摩ふるさと資料館 |
| 多摩市立総合体育館 |
| 一本杉公園野球場、関戸公園野球場、諏訪南公園野球場、諏訪北公園野球場、貝取南公園野球場 |
| 一本杉公園庭球場、永山南公園庭球場、諏訪北公園庭球場、貝取北公園庭球場、愛宕東公園庭球場、一ノ宮公園庭球場、連光寺公園庭球場、多摩東公園庭球場、奈良原公園庭球場 |
| 諏訪南公園球技場、貝取南公園球技場、一ノ宮公園球技場、宝野公園球技場、和田公園球技場 |
| 大谷戸公園キャンプ練習場 |

* 予定価格は、消費税込みの額とする。

* 公契約適用となる案件発注時には、その旨を一般競争入札の告示、指名通知書、見積依頼書等に記載する。

◎公契約条例の適用を受ける契約は、多摩市公式ホームページで公表します。

4 公契約条例の適用労働者の範囲

公契約条例の規定が適用される労働者の範囲は下表のとおりとする。

| |
|---|
| 受注者及び下請負者に雇用され、公契約に係る業務に従事する者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、等） |
| 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣する者 |
| 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方） |

* 適用労働者は、受注者に雇用される者だけでなく下請業者、再委託業者に雇用されるものを含む。

【公契約条例の適用労働者の範囲から除く者】

| |
|--|
| 業務委託及び公の施設の指定管理にあつては、満60歳以上の者 |
| 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 |
| 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） |
| 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る） |
| 公契約に従事した時間が30分未満の者 |
| 現場技術者（現場代理人、主任技術者）・・・（工事又は製造の請負契約の場合） |
| 適用労働者が何らかの都合により、一時的に工事等に従事しない日について、適用労働者の代わりに従事する者 |

5 労務報酬下限額

労務報酬下限額とは、公契約条例の対象となる請負契約、指定管理協定において受注者及び受注関係者が労働者等に支払わなければならない労務報酬の下限となる1時間当たりの額をいう。

労務報酬下限額は、公契約審議会からの答申を踏まえ、市長が毎年定め、告示するものとし、翌年度に締結する請負契約（予定価格5,000万円以上の工事請負契約。予定価格1,000万円以上の業務委託のうち、市長が定めるもの。）、市長が必要と認めた指定管理協定、及び市長が特に必要と認めた請負契約に適用する。

労務報酬下限額は、当該契約締結時の労務報酬下限額を適用する。このため、複数年に及ぶ請負契約においては、当該契約締結の翌年度以降に労務報酬下限額が改定されてもその額の適用とはならず、当該契約締結時の労務報酬下限額を適用する。

- * 公共工事設計労務単価は、工事の職種ごとに単価（日額）が設定されているため、労務報酬下限額においても、その設定された職種ごとに労務報酬下限額（時給）を設定する。
- * 従事する労働者を51職種のどの職種にあてはめたらよいかは、公共事務労務費調査手引きに記載されている参考資料－4 調査対象職種の定義・作業内容を参考にして下さい。
- * 工事における**従事業種ごとの全労働者の毎月**の労働時間の中で(a)熟練労働者の労働時間は、 $(a) \div ((a) + (b)) = 0.80$ 以上とする。
- * (a)(b)の対象者は、事業主の判断により定め、公契約条例対象 労務台帳（以下「労務台帳」という。）に明示する。
- * 職種ごとの労務報酬下限額は多摩市公式HPをご確認ください。

<市政情報・職員採用> 事業者向け情報・契約情報 > 契約・入札 > 公契約関係 > 公契約制度 >

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/keiyaku/koukeiyaku/1005547.html>

6 労務報酬の算定方法

公契約における労務報酬とは、受注者、受注関係者から労働者に支払われる賃金や請負契約における請負金額をいう。

ただし、契約の種類及び労働者に応じて労務報酬に算定する手当等は以下のとおり異なる。

市へ提出する労務台帳【資料編「労務台帳の作成方法」】に労務報酬額の記載欄はないが、報告及び立入検査等が必要となった場合等は状況確認するので、各労働者の公契約に係る労務報酬を算定しておくこと。

| 契約の種類及び労働者 | 労務報酬に算定する手当等 |
|---|--|
| 工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、労働基準法第9条にいう労働者であって熟練労働者 | 基本給、出来高給、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定する割増賃金（時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金）、家族手当、扶養手当、通勤手当、都市手当、地域手当、住宅手当、役職・現場・技能・資格手当等（当該対象労働者の本来業務に対して支払われるもの）、有給休暇手当、精勤手当、現物給与（通勤用定期・食事等）、賞与（期末手当、勤勉手当等のボーナス） ^{注1} |
| 工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、請負契約におけるいわゆる一人親方 | 公契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金として支払われるもの（消費税及び地方消費税に相当する部分を除く）。請負代金が、その業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その支払われる額。 |
| 工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、熟練労働者以外の者 | 時間外・休日・深夜労働の割増賃金の算定の基礎となる賃金及び時間外・休日・深夜労働の割増賃金のうち当該公契約において従事した作業に係る部分 |
| 業務委託のうち、市長が別に定めるものにおける労働者 | |
| 指定管理協定のうち、市長等が必要であると認めたものにおける労働者 | |

* 労務報酬は、税金や社会保険料等を控除する前のものであって、実際に手元に支払われる、いわゆる手取りの賃金とは異なる。

* 上の表における手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられている名称であり、手当等の算定については、名称のみではなく支給基準や支給実態によって判断する。

注1 期末手当、通勤手当等、複数回数分がまとめて支払われる手当の算定にあたっては、直近に支払われた当該手当を、対応する支払回数で除して得た額を当該労務報酬額が支払われるべき日（給料日等）に支払われた手当に相当する額として算定する。

（例）前年12月に賞与60万円の支払い（6か月分）があった時の4月の労務報酬に算定する額（月払いの場合） 60万円÷6（月）=10万円 を算定額に加算する。

| 契約の種類及び労働者 | 労務報酬に算定しない手当 |
|---|--|
| 工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、労働基準法第9条にいう労働者であって熟練労働者 | 各職種の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させたことに対する休業手当。労働者持ちの工具、車両の損料等賃金ではなく経費の負担に当たる手当。 |
| 工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、請負契約におけるいわゆる一人親方 | 調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費 |
| 工事又は製造の請負契約における対象労働者のうち、熟練労働者以外の者 | 家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金 |
| 業務委託のうち、市長が別に定めるものにおける労働者 | |
| 指定管理協定のうち、市長等が必要であると認めたものにおける労働者 | |

- * 工事又は製造の請負契約における熟練労働者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会作成の「公共事業労務費調査の手引き」にある手当の基準内・外の区分に準じる。
- * 工事又は製造の請負契約における熟練労働者以外の者、業務委託及び指定管理協定における労働者の各手当等の詳細は、労働基準法施行規則第20条及び第21条に準じる。

7 受注者の連帯責任等

受注者は受注関係者が支払う賃金等が市の定める労務報酬下限額を下回った時は、その差額分について、支払うよう指導するとともに当該受注関係者と連帯して支払う義務が生じる。

また、受注者は受注関係者にそのほかにも公契約条例違反があった場合は、改善を指導し、遵守させること。

8 継続雇用（業務委託、公の施設の指定管理）

継続性のある業務委託及び公の施設の指定管理においては、その業務に従事する労働者の雇用の安定と業務の質の維持や継続性の確保を図るため、入札等により受注者が変わった場合、従前の受注者に雇用されていた労働者のうち、継続しての雇用を希望する者については、勤務成績の不良等、特段の理由のない限り、継続して雇用するよう努めること。

9 公契約条例対象 労務台帳の作成方法

多摩市公式ホームページより、労務台帳 EXCEL をダウンロードすること。

労務台帳 EXCEL は「工事用」「委託・指定管理用」の2種類あるので注意すること。

【資料編「労務台帳の作成方法」】

- * 労務台帳は、労務報酬の支払われるべき日（給料日等）ごとに作成し、作成した台帳は作業場、会社又は事務所等の労働者が確認できる適正な場所に備えておくこと。（対象労働者が雇用する事業主によって労務報酬の支払われるべき日が異なる場合は、事業主ごとに台帳を作成する。なお、下請業者、派遣事業主に雇用される対象労働者の台帳についても、受注者の責任において作成すること。）
- * 労務台帳の提出時期は、契約期間内に計3回とする。（労務台帳 EXCEL の基本情報入力票の履行期限等を入力することにより各月台帳に自動計算し、表示される。）
- * 労務台帳は、毎月労務報酬の支払われるべき日が過ぎた後に速やかに作成すること。
- * 労務台帳の作成単位は、受注者、受注関係者を合算したもの又は事業者ごとに分けて作成したもののどちらでもよい。

【基本情報入力票】

| No | 入力項目 | 備考 | 要件 |
|----|---------|-----------------------------|----|
| 1 | 必要事項を入力 | 入力された事項は、4月から3月までの労務台帳に自動記入 | 必須 |

【台帳】

| No | 入力項目 | 備考 | 要件 |
|----|----------------|---|----------|
| 1 | 労働者氏名を入力 | 契約月のシートに入力のこと | 必須 |
| 2 | 従事業種を入力 | セルをクリックすると業種が表示されるのでその中から選択。委託の場合は適時入力。工事の(a)(b)の区分は本手引「6 労務報酬下限額」を参照 | 必須 |
| 3 | 支払形態を入力 | セルをクリックすると月給、日給、時給の3種類が表示されるのでその中から選択 | 必須 |
| 4 | 労働日数を入力 | 数字入力 | 必須 |
| 5 | 所定労働時間 | 数字入力 | 必須 |
| 6 | 総労働時間を入力 | 公契約対象業務に従事した総労働時間を数字入力 | 必須 |
| 7 | 時間外労働時間を入力 | 公契約対象業務に従事した時間外労働時間を数字入力 | 該当ある場合のみ |
| 8 | 深夜労働時間を入力 | 公契約対象業務に従事した深夜労働時間を数字入力 | 該当ある場合のみ |
| 9 | 休日労働時間を入力 | 公契約対象業務に従事した休日労働時間を数字入力 | 該当ある場合のみ |
| 10 | 確認 | 上記入力完了すると賃金台帳に赤字で「 割合判定セルに？のついている従事業種の(a)の総労働時間が従事業種(a)と(b)の合計の80%未満です。 」と表示されていないか確認のこと。表示が出ている場合は、従事業種の(a)、(b)の区分に誤りがないか確認し、修正のこと。表示されたままでは提出不可。 | 工事のみ必須 |
| 11 | 下請がある場合業者名等を入力 | 下請件名から連絡先まで全て入力 | 該当ある場合のみ |

10 公契約条例対象 労務台帳の提出

受注者は、上記により作成した労務台帳を市に提出する。

(1) 単年度契約

| 提出回 | 提出日 |
|-----|---|
| 第1回 | 契約月の属する月分について、契約月の属する月の翌々月の10日までに提出 |
| 第2回 | 履行期限の中間日が属する月まで分について、履行期限の中間日が属する月の翌々月の10日までに提出 |
| 最終回 | 履行期限到来後、履行期間中全ての月分について、履行期限到来月の翌々月の10日までに提出 |

* 第2回目以降は、それまでに経過した月のもの全てについて提出のこと。

(2) 複数年度契約

| 提出回 | 提出日 |
|-------|---|
| 第1回 | 契約月の属する月分について、契約月の属する月の翌々月の10日までに提出 |
| 第2回以後 | 各年度の3月まで分について、属する年度の翌年度の5月10日までに提出 |
| 最終回 | 履行期限到来後、履行期間中全ての月分について、履行期限到来月の翌々月の10日までに提出 |

* 第2回目以降は、それまでに経過した月のものを年度ごとに提出のこと。

◆ 提出上の注意事項

* 提出に当たっては、労務報酬下限額確認を行った後、「上記労務報酬計算期間における下記労働者に支払った報酬額は、各労働者に支払われるべき下記基準額を超えていることを確認しました。」を選択し保存のこと。

* 保存後の労務台帳 EXCEL を下記専用アドレスにメール送信により提出のこと。

送信アドレス koukeiyaku@city.tama.tokyo.jp

1 1 労働者等への周知

受注者は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付すること。

〔資料編「労働者への周知」〕

1. この条例が適用される労働者等の範囲
2. 労務報酬下限額
3. 賃金の支払いについて受注者（元請）に連帯責任があること
4. 労働基準法に規定する所定労働時間及び休日
5. 申し出をする場合の連絡先
6. 受注者（元請）、受注関係者（雇用主）及び市役所総務部総務契約課の住所、電話番号
7. 申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと

また、公契約条例周知ポスター等を活用し、労働者へ広く周知を図ること。

多摩市公式HP

＜市政情報・職員採用＞ 事業者向け情報・契約情報＞ 契約・入札＞ 公契約関係＞ 公契約制度＞

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/keiyaku/koukeiyaku/1005547.html>

1 2 労働者等からの問合せへの対応

対象労働者等から、労務台帳の閲覧又は公契約条例に関する問合せ等があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。

労務台帳の閲覧に際しては、他の労働者分については見られないよう配慮し、当該労働者の記載部分についてのみ閲覧させること。

1 3 労働者等からの申し出への対応

労働者等から受注者に申し出があった場合は、労務報酬の支払いについて速やかに確認をすること。労務報酬の支払いが労務報酬下限額を下回っていた場合は、当該労務報酬が支払われるべき日から14日以内にその差額を支払わなければならない。

労務報酬下限額以上の支払いがされていた場合には、その旨を労働者等に回答する。

また、回答後にその回答について市に報告をすること。

なお、申し出は文書により行うこと。〔資料編「申出書」〕

労働者が申し出をしたことを理由として解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。

1 4 報告及び立入検査

労働者等から多摩市に申し出があった場合又は調査が必要と認める場合、市は、受注者に対して報告、事業所等への立入り、書類やその他の物件の検査、関係者への質問等、必要な調査をすることができる。

受注者は、これらの調査に応じること。また、市は下請業者や派遣元事業主等の受注関係者に対して受注者の了解の上、同様に必要な調査することができる。

このため受注者は受注関係者との間の契約において、これらの報告及び立ち入り検査ができるよう定めておくこと。

立入検査に際しては事前に日時等について通知の上、市職員にその身分を示す証明書を携帯し、行う。

1 5 是正措置

調査の結果、受注者又は受注関係者に違反があれば、市は受注者に是正措置を命じ、受注者は速やかに是正措置を講じるとともに市が定める期日までに是正措置の内容を報告しなければならない。

16 契約解除と指名停止

市は次のときに公契約等の解除、指定管理協定に関して指定の取消し、業務の停止を行うことができる。

- ・受注者や受注関係者から報告がなされないとき
- ・受注者や受注関係者からの報告が虚偽であったとき
- ・受注者や受注関係者が立入検査を拒否したとき
- ・受注者や受注関係者が立入検査を非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁しなかったり、虚偽の答弁をしたときなど）
- ・是正措置の命令に従わないとき
- ・是正報告がなされないとき
- ・是正報告が虚偽であったとき

市は、契約解除に合わせて、指名停止措置を行う。

17 公表

公契約の解除、指定管理協定に関して指定の取消し、業務の停止を命令したとき、または公契約、指定管理協定の終了後に受注者や受注関係者が公契約条例に基づく契約条項に違反したことが判明したときは、これを公表する。

18 損害賠償等

受注者、受注関係者は公契約条例に基づく契約条項に違反したことにより、公契約の解除、指定管理協定に関して指定の取消し、業務の停止命令を受けたときは、市に生じた損害の賠償、または違約金の支払いをしなければならないが、受注者、受注関係者に損害が生じても、市はその損害を賠償する責任を負わない。